

太陽光発電等により売電をしている場合は 売電所得として税の申告が必要です。



自宅等に太陽光発電設備を設置して、太陽光発電による電力を電力会社に売却（余剰電力又は全量売電）している場合は、その収入は雑収入（又は事業収入）となりますので、所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要です。

売電所得は次の式で計算し、雑所得(又は事業収入)として税の申告をします

① 売電収入 - ② 経費 = ③ 売電所得

① 売電収入とは … 太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入

※1月～12月の間に電力会社から支払われた金額の合計額です。

② 経費とは … 太陽光設備の設置にかかった費用及び維持管理等の費用

※太陽光設備設置の費用は補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。

● 申告に必要な金額・数値の確認方法

① 売電収入	… 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと）
② 経費	① 設置費用 … 設置から発電までにかかった費用の総額
	② 補助金 … 国・市等から受け取った補助金の額（受け取る予定額）
	③ 修繕費等 … その年に支払った修繕費等の維持管理费用（領収書必要）
	④ 年間売電量 … 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと）
	⑤ 年間総発電量 … ご家庭に設置されている太陽光発電メーターで確認

● 売電所得の計算方法(例)

① 売電収入	… 20万円(1月～12月合計)
② 設置費用	… 230万円
③ 補助金	… 30万円(国・市補助金合計額)
④ 修繕費等	… 5万円(太陽光パネル修理)※領収書あり
⑤ 年間売電量	… 4,000kwh
⑥ 総発電量	… 5,000kwh



① 売電収入	=	200,000 円			
② 経費	=	134,400 円	耐用年数17年	発電量に占める売電量の割合	
《経費の計算方法》					
$\left[\left(\begin{array}{cc} \text{設置費用} & \text{補助金} \\ 2,300,000 & - 300,000 \end{array} \right) \times \text{償却率} \right] + \text{修繕費等}$		$\times \left[\frac{\text{年間売電量}}{\text{総発電量}} \right]$		$\left[\frac{4,000}{5,000} \right]$	
① 売電収入	-	② 経費	=	③ 売電所得	
200,000円		134,400円		65,600円	

申告に必要な金額・数値を確認し、実際に計算してみましょう

※市ホームページから入力用Excelシートをダウンロードすることができますので、ご利用ください。

○お問合せ先：駒ヶ根市役所総務部税務課市民税係 TEL0265-83-2111（内線274）